



### 7/3 清掃で村をきれいに

#### 玉松台周辺清掃奉仕活動

好天に恵まれた中、蓬田中学校と赤十字奉仕団、遺族会による清掃奉仕活動が行われました。玉松海水浴場では中学1年生がゴミ拾いをし、玉松台周辺では中学2・3年生と赤十字奉仕団、遺族会の皆さんがゴミ拾いや草取りをしました。約2時間の作業で多くのゴミが集まり、隅々まできれいになりました。



▲袋いっぱいのゴミを何往復も運びました

### 7/10 品質の良いトマトの出荷へ

#### 令和2年度トマト出荷目揃会

JA 青森トマト選果施設（阿弥陀川）において、令和2年度トマト出荷目揃会が開催され、トマト生産者のほか、久慈村長やJA 関係者など約50名が出席しました。担当者から市場の販売情勢やトマトの生育状況について説明があり、生産者は良質なトマトを出荷するための留意事項等について確認していました。



▲出荷基準を確認する生産者の皆さん

### 7/15 移動手段がない方の支えに

#### 令和2年度ボランティア活動養成研修

通院や買い物など、移動手段が無く困っている高齢者等を支援する送迎ボランティアの活動養成研修が、ふるさと総合センターで行われました。参加者は、村社会福祉協議会や役場住民課より、活動内容や介護・認知症についての説明を受け、送迎ボランティアに必要な知識を習得しました。



▲認知症予防の運動を体験する参加者の皆さん

## 田中京子さん、赤十字奉仕団員功労表彰支部長表彰受賞

蓬田村赤十字奉仕団員の田中京子さん（瀬辺地）が、日本赤十字社青森県支部長表彰を受賞し、6月22日（月）、役場において久慈村長より感謝状が伝達されました。田中さんは、永年にわたり継続した活動を行い、特に功労が顕著と認められ、今回の表彰受賞となりました。



▲感謝状を受け取る田中さん



▲小野委員長（左）、田中さん（中央）、久慈村長（右）

### 6/18 大自然の中を歩こう

#### 蓬田小学校6年生が大倉岳登山

蓬田小学校6年生が大倉岳登山に挑戦しました。大倉山好会のメンバー4名が案内役を務め、午前9時に登山道を出発しました。好天で暑さを感じながらの登山になりましたが、自然に触れながら2時間程で山頂へ到着しました。児童たちは山頂からの景色を楽しみながら昼食を食べた後、2時間ほどかけて元気に下山しました。



▲山頂での記念撮影は皆さん良い表情をしています

### 6/29 住民の声を行政運営に反映

#### 令和2年度第1回行政懇談会

ふるさと総合センターで行政懇談会が行われ、久慈村長をはじめ、各自治会長、役場各課長らが出席しました。懇談会は、行政と住民がともに今後の村づくりを考える場として開かれるもので、各自治会から報告された現状や課題について、行政との意見交換がされました。懇談会の一部の概要を紹介します。



▲各自治会長から多くの意見を頂きました

- Q** ○防火水槽の設置（中沢自治会）  
過去にあった防火水槽が無くなり、住民に不安があるため、防火水槽の設置をお願いします。

→

**A** 付近の場所に何力所か建設候補地があるので検討します。建設地決定の折には、自治会にもご協力をお願いします。
- Q** ○海岸に漂着した藻について（長科自治会）  
海岸に漂着した藻が腐敗し、悪臭を放ち、住民の健康が心配されるため、除去をお願いします。

→

**A** 海岸に打ち寄せられる藻の除去について、海岸管理者の県に相談します。
- Q** ○バイパス地下道の補修（阿弥陀川自治会）  
外壁・屋根部分が腐ってきており、電気の配線等が見えているため、補修をお願いします。

→

**A** 東青地域県民局地域整備部と地下道の外壁や電気設備のボックスが腐食しているのを確認し、修繕をお願いしました。
- Q** ○郷沢幹線農道の踏切の段差（郷沢自治会）  
線路と線路の間、線路と道路の間に段差があり、自動車や農耕用車両で通行すると激しい振動があるため、改修をお願いします。

→

**A** 青森保線技術センターに、線路と線路の間と線路と道路の間の段差の改修をお願いしました。
- Q** ○瀬辺地・広瀬農村公園について（瀬辺地自治会）  
展望台の塗装や沼の掘削を実施していますが、今後の公園の活用についての計画はありますか。

→

**A** 現在、広瀬地区から避難道の整備を行っています。道路が完成してから農村公園の活用について検討します。

今月のテーマ



## 健康的な毎日は食事から

私たちの体は毎日の食事からできており、心身の健康は食生活に左右されるといっても過言ではありません。がんや心臓病、脳卒中、糖尿病などの生活習慣病は、食事や運動などの生活習慣と密接な関係があり、食習慣を見直すことが生活習慣病の予防・改善にとっても大切です。

● **1日3食、基本の5つをバランス良く食べる！**  
 バランスのとれた食事を、1日3食規則正しく食べることで健康な体の土台となります。忙しい時や外出の際には、1食を抜かしたり、丼ぶりものや麺類だけで済ませることはありませんか？ 欠食や単品にすると栄養バランスが偏りがちになります。主食・主菜・副菜を組み合わせて、適切な量の食事をバランス良くとりましょう。また、高齢になると、食事の量が少なくなるうえに、あっさりしたものを好むようになり、たんぱく質やエネルギーなどの体に必要な栄養が不足することがありますので、積極的にたんぱく質を摂るようにしましょう。

● **野菜をたくさん、果物も適度にとうろう！**  
 野菜や果物にはビタミンやミネラル、食物繊維が豊富に含まれています。毎日しっかりとることが、がんや循環器疾患、糖尿病予防に大切です。野菜の1日目目標量は350g（小鉢で5皿分）ですが、意識しなければ十分な量を摂取する事が難しいかもしれません。野菜を食べるときは炒めたり、ゆでたり、蒸したりするなど、熱を加えるとかさばらずに食べやすくなります。



● **塩分の摂りすぎに注意しよう！**  
 食塩を摂りすぎると、血圧が上がって循環器疾患のリスクが高まったり、胃がんのリスクが上昇したりします。日本人の食塩摂取量の目標値は1日あたり男性7.5g未満、女性6.5g未満（厚生労働省「日本人の食事摂取基準（2020年版）」となっています。青森県平均は男性10.8g、女性9.5g（平成28年度青森県健康・栄養調査）と目標値より高い傾向となっています。麺類の汁を飲みきらない、しょう油はかけずにつける、だしをうまく使う、香辛料・香味野菜を上手に使う等、少しずつ塩分を減らす工夫をし、少しずつ味に慣れていきましょう。改めて、自身の食生活を見直し、少しでも改善できるところがあれば少しずつ取り組んでみましょう。

## ペットを飼っている飼い主へのお願い

### 犬の飼い主へ

＜犬の登録と狂犬病予防注射は法律により義務付けられています＞

#### 飼い犬の登録は済んでいますか？

飼い犬を登録する目的は、犬の所有者を明確にすることです。これにより、どこに犬が飼育されているかを把握でき、狂犬病が発生した場合、迅速に対応できます。生後91日以上で登録手続きが済んでいない犬の飼い主は、市区町村窓口で手続きが必要です。登録は生涯1回ですが、引っ越しした場合等は移転先の市区町村への届出が必要です。

#### 毎年狂犬病予防注射を受けさせていますか？

狂犬病は感染後、発症すると治療できません。飼い犬に予防注射を受けさせることで犬を守ることはもちろん、飼い主や家族等への感染を防止できます。生後91日以上の子には予防注射を受けさせましょう。予防注射は市区町村の集合注射や動物病院で接種することができます。



#### 飼い犬に鑑札と注射済票を付けていますか？

犬の登録や狂犬病予防注射は市区町村で手続きを行っています。手続きをすると、犬の登録では「鑑札」、狂犬病予防注射では「注射済票」が交付されます。この鑑札と注射済票は、登録された犬もしくは狂犬病予防注射を受けた犬であることを証明する標識ですので、飼い犬に付けておかなければなりません。

### 飼い主の方やこれからペットを飼う方へ

動物を飼うことは、動物の命を預かることです。飼い主は、動物が健康で快適に暮らせるようにするとともに、社会や近隣に迷惑を及ぼさないようにする責任があります。人と動物が共に生きていける社会の実現には、飼い主のモラルとマナーが必要です。



#### ＜飼い主の方へ守ってほしい5か条＞

#### 1. 動物の習性等を正しく理解し、最後まで責任をもって飼いましょう

飼い始める前から正しい飼い方などの知識を持ち、最後まで責任をもって飼いましょう。

#### 2. 人に危害を加えたり、近隣に迷惑をかけないようにしましょう

糞尿や毛で近隣を汚したり、人に危害を加えたり、鳴き声で迷惑をかけないようにしましょう。



#### 3. むやみに繁殖させないようにしましょう

生まれる命に責任が持てなければ、不妊去勢手術などの繁殖制限措置を行いましょう。

#### 4. 動物による感染症の知識を持ちましょう

動物と人の双方に感染する病気について知識を持ち、感染を防ぎましょう。

#### 5. 盗難や迷子を防ぐため、所有者を明らかにしましょう

飼っている動物が自分のものであることを示す、名札などをつけましょう。



## 令和2年度住民健診結果通知書・住民健診結果説明会

住民健診結果通知書は、住民健診結果説明会前に郵送します（要精密検査者等一部は自宅訪問にて配布）。かかりつけ医受診等で結果通知書が早めに必要な場合は、役場健康福祉課までご連絡ください。なお、住民健診結果説明会は右記日程で実施予定ですが、新型コロナウイルス対策として、密を避けるため事前予約にて行います。詳しくは結果通知書に同封する案内をご確認ください。

- 住民健診結果説明会
- 開催日時 9月1日（火）、2日（水）  
午前9時～午後7時
- 開催場所 ふるさと総合センター 多目的ホール
- 申込方法 電話申込  
(役場健康福祉課：☎ 27-2113 (404))
- 申込期限 8月28日（金）
- ▶問い合わせ 役場健康福祉課 ☎ 27-2113 (404)

### ペットに関することは「青森県動物愛護センター」にご連絡ください

- ◆青森県動物愛護センターの動物の管理に関する主な業務◆
- ペットに関する苦情・相談
- 狂犬病予防に関すること
- 犬のしつけ方教室
- 犬猫の譲渡
- ▶問い合わせ 青森県動物愛護センター ☎ 017-726-6100



▶問い合わせ  
 役場 健康福祉課  
 ☎ 27-2113 (内線 402)

日	月	火	水	木	金	土
2	3 北 燃えるごみ (40cm 未満)	4 ◆障害者訓練教室 ふ 北 缶・ペットボトル・ビン 南 燃えるごみ (40cm 未満)	5	6 ◆いきいきなどわどサロン ふ ◆子育て相談 10:00~12:00 ふ ◆子育てサークル ふ 北 燃えるごみ (40~60cm) 南 缶・ペットボトル・ビン	7 ◆1歳6か月児健康診査・ 2歳児健康診査 ふ ◆一般高齢者教室 よ 南 燃えるごみ (40cm 未満)	1 8
9	10 ○ 山の日 北 燃えるごみ (40cm 未満)	11 北 燃えないごみ 南 燃えるごみ (40cm 未満)	12	13 北 燃えるごみ (40cm 未満) 南 燃えないごみ	14 令和元年蓬田村成人式 ◆蓬田村成人式 ふ 南 燃えるごみ (40~60cm)	15
16	17 北 燃えるごみ (40cm 未満)	18 ◆障害者訓練教室 ふ 北 缶・ペットボトル・ビン 南 燃えるごみ (40cm 未満)	19 ◆英会話教室 18:00~ ふ 	20 ◆いきいきなどわどサロン ふ ◆子育てサークル ふ 北 燃えるごみ (40cm 未満) 南 缶・ペットボトル・ビン	21 ◆一般高齢者教室 よ 南 燃えるごみ (40cm 未満)	22 北 南 古紙類
23	24 北 燃えるごみ (40cm 未満)	25 ◆障害者訓練教室 ふ 北 燃えないごみ 南 燃えるごみ (40cm 未満)	26 北 南 (電球・蛍光灯・乾電池など)	27 ◆いきいきなどわどサロン ふ ◆こころのサロン ふ ◆子育てサークル ふ 北 燃えるごみ (40cm 未満) 南 燃えないごみ	28 ◆一般高齢者教室 よ 南 燃えるごみ (40cm 未満)	29
30	31 ◆住民税2期分納期限 ◆国保税2期分納期限 ◆乳児健康診査・ 股関節脱臼健診 ふ 北 燃えるごみ (40cm 未満)			Let's enjoy English ♪ クレアの英会話教室 次回は8月19日(水) 時間:午後6時~ 場所:ふるさと 総合センター ☎ 31-3111 	※予定は変更されることがありますので、確認をお願いします。	

○行事開催場所  
 ふ … ふるさと総合センター  
 役 … 蓬田村役場  
 ト … トレーニングセンター  
 診 … 蓬田診療所  
 よ … よもぎ温泉  
 海 … 玉松海水浴場

○ごみ収集日  
 北 … 蓬田・宮本・郷沢・瀬辺地・広瀬・高根  
 南 … 中沢・長科・阿弥陀川・ぐっと町会  
 ※ごみは収集日当日の朝 6:30 までに出してください。  
 ※粗大ごみは収集場所に出さないでください。  
 ▶問い合わせ 健康福祉課 ☎ 27-2113 (内線 401)

○一般高齢者教室 (毎週金曜日 10:00~14:00)  
 対象は 65 歳以上で、送迎バス有。詳細はお問い合わせください。  
 ▶問い合わせ 住民課 ☎ 27-2112 (内線 302)

○障害者訓練教室 (毎週火曜日) ※第 3 火曜日は理学療法士が来ます  
 障害者手帳をお持ちでバス停まで通える方が対象です。送迎バス有。時間等の詳細はお問い合わせください。  
 ▶問い合わせ 健康福祉課 ☎ 27-2113 (内線 404、405)

○いきいきなどわどサロン (毎週木曜日 10:00~14:00)  
 65 歳以上のシニア世代を中心にどなたでも利用できます。各自で会場へお越しください。詳細はお問い合わせください。  
 ▶問い合わせ 住民課 ☎ 27-2112 (内線 302)

戸籍の窓口

【6月受付分】(敬称略)

■ご冥福をお祈りします

川崎 キノ 81歳 (広 瀬)  
 八幡 徳松 92歳 (今 別 町)

■蓬田村の人口 (6月30日現在)

区分	人口	前月比
総人口	2,720	- 6
男	1,322	- 1
女	1,398	- 5
世帯数	1,142	- 2

## 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少している方へ 国民年金の免除申請について

新型コロナウイルスの影響で令和2年2月以降の収入が減少している場合、国民年金保険料の免除申請が市町村役場又は年金事務所で手続きできます。

①対象期間は令和2年2月～6月分の保険料です。 ②令和2年7月分以降は、改めて申請が必要です。

▶問い合わせ 青森年金事務所 国民年金課 ☎ 017-734-7495

## 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少している方へ 後期高齢者医療保険料の減免について

新型コロナウイルスの影響で主たる生計維持者の収入が減少した場合等において、申請により世帯の被保険者の保険料が減免となる場合がありますので、ご相談ください。

▶問い合わせ 役場 住民課 ☎ 27-2112 (内線 304)

## 新型コロナウイルス感染症の影響により介護保険料の納付が困難な方へ 介護保険料の減免制度のご案内

新型コロナウイルスの影響で収入が減少した方は、申請により介護保険料の減免を受けることができます。

### ■対象者

- (1) 新型コロナウイルス感染症で主たる生計維持者が死亡、又は重篤な傷病を負った65歳以上の被保険者
- (2) 新型コロナウイルス感染症の影響で主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入の減少が見込まれ、次の二つの要件に該当する65歳以上の被保険者
  - ア 事業収入等のいずれかの減少見込額が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上
  - イ 減少することが見込まれる所得以外の前年所得の合計額が400万円以下

### ■減免割合

- (1) に該当する場合：全額免除
- (2) に該当する場合

対象保険料額	前年の合計所得金額等	減免割合
対象となる期間の保険料額×減少が見込まれる事業収入等の前年所得金額／前年の合計所得金額	200万円以下	10／10
	200万円超	8／10
	前年の所得金額にかかわらず事業等が廃止、失業の場合	10／10

### ■提出書類

- 1 新型コロナウイルス感染症の影響による介護保険料減免申請書
- 2 添付書類 (1) に該当する場合：診断書の写し等  
(2) に該当する場合：・事業収入等の減少の原因が新型コロナウイルスの影響とわかるもの  
・主たる生計維持者の収入が減少していることが確認できる書類

■提出期限 令和3年3月31日(水)

▶問い合わせ 役場 住民課 ☎ 27-2112 (内線 304)

8月中旬に届け出をお願いします！

## 児童扶養手当現況届・特別児童扶養手当所得状況届

現在、児童扶養手当または特別児童扶養手当を受給している方(受給資格はあるが、所得により支給が停止されている方を含む)は、引き続き受給するため届出が必要です。この届をしないと、以降の手当は支給されません。また、届を2年間提出しないと受給資格がなくなります。なお、8月上旬に各届の案内文書を送付いたしますので、ご確認の上、忘れずに手続きしてください。

### ■児童扶養手当受給者

→「現況届」を8月31日(月)までに提出

### ■特別児童扶養手当受給者

→「所得状況届」を9月11日(金)までに提出

●持ち物 通知書、印鑑、手当証書、健康保険証など

※必ず受給資格者本人が手続きをしてください。

▶問い合わせ 役場 健康福祉課 ☎ 27-2113 (内線 403)

### 制度について

#### ●児童扶養手当制度の対象者

父母の離婚などによって父または母と生計を同じくしていない18歳未満の児童を養育している母子・父子家庭など。

【支給額】 児童一人の場合(令和2年4月から)受給者の所得に応じて月額43,160円～10,180円(第2子以降には手当が加算されます)

#### ●特別児童扶養手当制度の対象者

中程度以上の障害のある20歳未満の児童を養育している父母または養育者

【支給額】 ◎1級 月額52,500円

◎2級 月額34,970円

※受給者及び扶養義務者の所得による所得制限などもあります。詳しくはお問い合わせください。

## ひとり親世帯臨時特別給付金について

新型コロナウイルスの影響を受けた収入の少ないひとり親世帯に臨時特別給付金を支給します。

### 1. 基本給付(児童扶養手当を受給しているひとり親世帯への給付)

#### ■給付金の対象となる方

①令和2年6月分の児童扶養手当が支給される方  
→申請不要

②公的年金給付等を受給しており、6月分の児童扶養手当の支給が全額停止される方→申請必要

③家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給者と同じ水準となっている方→申請必要

#### ■給付額 1世帯5万円

※第2子以降1人につき3万円加算

### 2. 追加給付(新型コロナウイルスの影響を受けて家計が急変し、収入が減少した方への給付)

#### ■給付金の対象となる方

基本給付対象①②に該当する方のうち、新型コロナウイルスの影響を受けて収入が減少した方→申請必要

#### ■給付額 1世帯5万円

### 3. 申請手続

#### ★基本給付①→申請不要

- ・8月中旬に令和2年6月分の児童扶養手当支給口座に振込ます。
- ・給付金を希望しない場合は、受給拒否の届出書を提出してください。  
(届出期限：8月7日(金)まで)

#### ★基本給付②③・追加給付の方→申請必要

- ・役場健康福祉課窓口へ直接または郵送で申請書と必要書類を提出してください。  
※申請書等：役場健康福祉課にあります。  
※添付書類：戸籍謄本、令和2年2月分以降の給与明細書等の収入額が分かる書類。

★提出された申請書類により、支給要件に該当するかを判断した上で指定口座へ振込します。

■申請受付開始日 8月3日(月)

■申請期限 令和3年2月15日(月) 必着

▶問い合わせ 役場 健康福祉課 担当：八戸 ☎ 27-2113 (内線 403)



## 後期高齢者医療保険者のみなさまへ

### ■振込口座の変更届出について

高額療養費等の給付申請の際に届出した振込口座に変更があったときは、必ず役場住民課まで届出してください。届出がないと振り込みができなくなりますので、早めの届出をお願いします。

### ■交通事故等にあったとき

交通事故や暴力等、第三者の行為で負傷し、被保険者証を使って治療を受けたときは、市町村へ届出してください。自損事故や業務中の事故で労災適用されない場合も届出が必要です。

### ■パンフレット「いきいき健康づくりのために」

青森県後期高齢者医療広域連合では、被保険者のみなさんの日頃の健康管理に活用していただくため、パンフレット「いきいき健康づくりのために」を作成し、被保険者証の交付時に同封しています。ぜひお役立てください。

### ▶問い合わせ

役場 住民課 ☎ 27-2112 (内線 304) または  
青森県後期高齢者医療広域連合 ☎ 017-721-3821

## 村民祭・敬老会の開催中止のお知らせ

新型コロナウイルス感染症の拡大防止、来場者及び関係者の安全確保の観点から以下のイベントを中止します。イベントを楽しみにしていた皆さまには申し訳ありませんが、ご理解ご協力をお願いします。

■イベント名 第40回よもぎた村民祭  
■開催時期 9月中旬  
▶問い合わせ 役場 総務課 企画財政班  
☎ 27-2111 (内線 523)

■イベント名 令和2年度敬老会  
■開催時期 9月中旬  
▶問い合わせ 役場 健康福祉課  
☎ 27-2113 (内線 402)

## 健康展を開催します

村民祭中止に代わる健康展を以下の日程で行います。

■開催日時 9月1日(火)、2日(水)  
午前9時～午後5時  
■開催場所 ふるさと総合センター  
多目的ホール

■内容 禁煙・がん征圧・日本赤十字社・蓬田村社会福祉協議会・障害者訓練教室(玉松友の会)・食生活改善推進委員会等の健康に関する展示

■備考 住民健診結果説明会との同時開催です。  
▶問い合わせ 役場 健康福祉課  
☎ 27-2113 (内線 403)

## 8月は食品衛生月間

夏期は、例年、カンピロバクター、腸管出血性大腸菌、黄色ブドウ球菌といった細菌による食中毒が多く発生します。飲食店だけでなく、ご家庭でも食中毒に気をつけることが大切です。次の対策を行って食中毒が発生しないようにしましょう。

### ◆食中毒を予防するための対策◆

- ①菌をつけない(清潔)  
材料を洗浄し、手指や調理器具等を洗浄・消毒しましょう。
- ②菌をふやさない(迅速)  
食品の温度管理に気をつけて保存し、調理後はできるだけ早くに食べましょう。
- ③菌をやっつける(加熱)  
食品は、中心部まで十分加熱してから食べましょう。

## お知らせ

### 個人事業税の納付について

個人事業税は、一定の事業を行う個人に対し、前年の所得をもとに課税される県の税金です。地域県民局県税部から送付される納税通知書により、原則として8月と11月の2期に分けて納付することになりますので、期限内に金融機関等で納めてください。

また、口座振替もできますので、納税者本人の通帳と預金届出印を持参のうえ、取扱金融機関または県税部に申し込みください。  
なお、新型コロナウイルス感染症の影響で納税にお困りの方は、徴収の猶予を受ける制度があります。

### ▼問い合わせ

東青地域県民局県税部  
(個人事業税)  
☎ 017-734-9976  
(徴収の猶予)  
☎ 017-734-9975

## 事業主のみなさまへ

新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度の労働保険の年度更新期間が8月31日(月)まで延長となりました。詳しくは青森労働局ホームページ ([https://site.mhlw.go.jp/aomoritudoukyoku/newpage\\_00326.html](https://site.mhlw.go.jp/aomoritudoukyoku/newpage_00326.html))  
▼問い合わせ 青森労働局 総務部労働保険徴収室  
☎ 017-734-4145

### 自家用車を県外ナンバーのまま使っていますませんか？

他県から引越してきて、そのまま使い続けていませんか？車検証の住所や使用の本拠の位置に変更があった時は、道路運送車両法により変更登録の手続きが必要で、県外ナンバーに厳しい目が向けられている今、車検証を現在の住所に変更し、正しいナンバーに番号変更しましょう。

### 消費税及び地方消費税(個人事業者)の中間申告と納付

令和元年度分の消費税及び地方消費税の確定申告書を既に提出した個人事業者の方で、確定した消費税額(地方消費税額は含みません。)が48万円を超える方は、消費税及び地方消費税の中間申告と納税が必要です。

ただし、新型コロナウイルス感染症の影響により中間申告書を期限までに提出することが困難な場合には、提出期限の延長を申請することができます。また、税額を一時に納付することが困難な場合には、納税の猶予制度を適用できる場合がありますので、税務署へご相談ください。  
詳しくは、国税庁ホームページををご覧ください。  
(<https://www.nta.go.jp>)

## 令和2年度警察官B採用試験実施

警察官B(大卒以外)の採用試験を行います。  
■受付期間 7月17日(金)～9月4日(金)  
■一次試験 9月27日(日) ↓青森市、弘前市、八戸市  
■二次試験 10月2日(金) 予定  
■最終合格発表 12月上旬  
■採用予定人数 男性36人程度 女性5人程度  
■受験資格 昭和63年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた者。

ただし、学校教育法による大学を卒業した者及び令和3年3月31日までに大学を卒業する見込みの者(人事委員会が同等の資格があると認める者を含む。)を除く。

▼問い合わせ  
外ヶ浜警察署  
☎ 0174-22-2211  
蓬田駐在所  
☎ 0174-27-2036

## 身体が不自由な方のための巡回診査・更正相談について

身体が不自由な方のための巡回診査と身体障害者手帳や補装具等についての更正相談が次のとおり実施されます。

■日時 10月9日(金)  
■場所 青森市福祉増進センター「しあわせプラザ」

※なお、巡回診査当日の診察で得られる情報のみでは判定が困難な場合があります(指定医師のいる医療機関においても診断書の作成ができます)。また、対象とならない場合もありますので、事前にお問い合わせください。

▼問い合わせ  
蓬田村役場健康福祉課  
☎ 0174-27-2111 (内線402)